

みんなで防ごう！高齢者虐待

健康福祉課地域包括支援センター ☎⑤1182

高齢者虐待防止法において、高齢者（65歳以上の人）の虐待とは家族など養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のようなものを虐待と定義しています。

暴力を加える 身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、ベッドにしばりつける、意図的に薬を過剰に与えるなど

精神的な苦痛を与える 心理的虐待

こども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど

性的な行為を強要する 性的虐待

排泄を失敗したため、下半身を裸にして放置することなど

金銭や財産を勝手に使う 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

世話をしない 介護・世話の放棄、放任

空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする、室内のゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させる

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上のかたが虐待の自覚がないという結果がでています。気づかず不適切な対応になりやすい事例を紹介します。

- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしってしまう。
- 良いことと悪いことを分かってもらうため、たたくなどしてしつけをしている。
- 認知症のため徘徊するので、部屋に閉じこめている。
- 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしていくことがある。

このような事例は頑張って介護を行っているつもりだったり、介護の適切な方法や認知症への対応がわからないことが虐待へつながり、知らないうちに虐待をしていることが多いのです。

では地域の人は何をしたらいいの？

●見守り・助け合い

日常生活での声掛けが地域からの孤立を防ぎます。また、いつもより元気がない場合は「どうしましたか」と声を掛けることで高齢者や家族の気持ちを楽にさせることになりやすくなります。相談しやすい関係を普段から築いていくことが大切です。

●気づき

虐待につながる小さなサインは外からでも確認できます。

- ・ 不自然なアザがある
- ・ 少し痩せてきたみたい
- ・ 汚れた服をいつも着ている など

このような気づきが虐待の早期発見につながり、高齢者やその家族が地域でいつまでも生活を続けられることにつながっていきます。いつもと違う様子を見逃さないことが大切です。

高齢者の介護は想像以上に大変です。介護者の負担を知り、優しく見守ることで地域全体で高齢者とその家族を支えていきましょう。

少しでもおかしいと感じたり、虐待かも知れないと思ったら地域包括支援センターにご連絡ください。

守秘義務により誰からの連絡・通報だったのかは周囲に漏れることはありません。

また自分の介護に不安がある場合もご連絡ください。一緒に適切な高齢者の介護について考えていきましょう。

